注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上野原市役所又は甲府地方法務局大月支局に照会すること。

平成二十八年二月十五日

法務大臣　岩城　光英

山梨県北都留郡島田村鶴島二千三百六十六番地

内藤七之助

○外務省告示第三十五号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日に作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国付表1、付表2及び付表3に掲げる産品又はサービスの基準額に対応する邦貨換算額について、日本国政府から政府調達に関する委員会に対し、次の内容の通報を行った。これらの邦貨換算額は、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十八年二月十五日

外務大臣　岸田　文雄

付表1　同協定に従って調達する中央政府の機関

基準額	邦貨換算額
十万特別引出権	千六百万円
四十五万特別引出権	七千四百万円
四百五十万特別引出権	七億四千万円
千五百万特別引出権	二十四億七千万円

付表2　同協定に従って調達する地方政府の機関

基準額	邦貨換算額
二十万特別引出権	三千三百万円
百五十万特別引出権	二億四千万円
千五百万特別引出権	二十四億七千万円

付表3　同協定に従って調達するその他の全ての機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	二千百万円
四十五万特別引出権	七千四百万円
四百五十万特別引出権	七億四千万円
千五百万特別引出権	二十四億七千万円

○文化庁告示第十七号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第七条の七第一項第一号及び第二号（これらの規定を同令第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十一年文化庁告示第二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十五日

文化庁長官　青柳　正規

第一条に次の一号を加える。

三　過去になされた著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について同項の裁定を受けようとする場合にあっては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関するデータベース

第二条中「次に」を「第一号及び第二号に」に、「の全て」を「（過去になされた法第六十七条第一項の裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について同項の裁定を受けようとする場合にあっては、次に掲げるもののうち適切なもの）」に改め、同条第一号中「著作権法」を「法」に改め、「（昭和四十五年法律第四十八号）」及び「（同法第百三条において準用する場合を含む。）」を削り、同条に次の一号を加える。

三　文化庁長官

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定に基づき、次の病院につき臨床研究中核病院と称することについての承認をしたので、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の五の二第四項により告示する。

平成二十八年二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	所在地	承認年月日	承認の効力発生年月日
国立大学法人名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町六十五番地	平成二十八年一月二十七日	平成二十八年一月二十七日
国立大学法人九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出三丁目一番一号	平成二十八年一月二十七日	平成二十八年一月二十七日

○農林水産省告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町下長尾字通ボツ一九八八の一の四〇、一九八八の八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字通ボツ一九八八の一の四〇・一九八八の八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県島田市尾川字**蟹**澤五〇一、字蟹沢五〇二、字堂野五一六の一（次の図に示す部分に限る。）、五一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字**蟹**澤五〇一・字堂野五一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**